

令和6年度食品の安全性に関する有害微生物の サーベイランス・モニタリング年次計画

1. サーベイランス

【農産物】

調査対象 危害要因	中期計画（令和4年度～令和8年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
A型肝炎ウイルス	【優先度】B：期間内に可能な範囲で実施 【目的】 - 国内でのベリー類におけるA型肝炎ウイルスの低減対策の必要性を検討するため、ベリー類の生産段階でのA型肝炎ウイルスの微生物実態を把握 【経緯】 - 国内ではベリー類の喫食を原因とするA型肝炎の食中毒事案は発生していないが、海外では大規模食中毒事案が発生 - ベリー類の生産段階でのA型肝炎ウイルスの汚染実態について全国的な調査が実施されていないことから、令和5年度から実態調査を実施（3年間で予定）	いちご（包装済み）：200点

【畜産物】

調査対象 危害要因	中期計画（令和４年度～令和８年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
腸管出血性 大腸菌	【優先度】Ａ：期間内に実施 【目的】 ・と畜場搬入後の肉用牛の直腸便を用いて全国的な腸管出血性大腸菌の保有状況及び主要血清型の分布状況を把握し、サルモネラ属菌及びカンピロバクター属菌の保有状況も予備的に把握 ・生産段階での衛生管理の実施状況及び生産農場からと畜場までの輸送管理に係るアンケートも協力事業者の実施可能な範囲で実施の上、生産段階及び輸送段階での衛生管理の向上の実効性を高めるための新たな対策の必要性について検討 ・得られたデータは衛生管理対策の推進を図る枠組の効果検証にも活用 【経緯】 ・農林水産省では、平成１９年度に腸管出血性大腸菌の陽性率が肉用牛農場で２７％（０１５７）及び２％（０２６）、牛個体で９％（０１５７）及び０．４％（０２６）であることを、平成２１年度～２３年度には、肉用牛農場からサルモネラ属菌が不検出であることを、平成２４年にはカンピロバクター属菌の陽性率が肉用牛農業で７８％、牛個体で３９％であることを確認 ・生産段階においては、飼養衛生管理基準の改正（令和２年）、畜産物の生産衛生管理ハンドブックの公表（平成２３年～）を通じて衛生管理対策を推進。現在、より効果的に衛生管理対策の推進を図る枠組の構築を検討中 ・FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議は平成３０年に志賀毒素産生性大腸菌（STEC）の食中毒寄与やモニタリングに係るレポート、令和４年に食肉の STEC 防除対策に係るレポートを公表。第４６回コーデックス総会（令和５年）では、STEC の管理に関するガイドライン本体及び生の牛肉に関する付属文書が最終採択	と畜場で採取した直腸便
サルモネラ 属菌		腸管出血性大腸菌：１，０００点（最大） サルモネラ：２５０点
カンピロバ クター		カンピロバクター：２５０点

調査対象 危害要因	中期計画（令和４年度～令和８年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
カンピロバ クター属菌	【優先度】なし 【目的】 ・ 農場間、家畜間の食中毒菌の広がり等に関する情報をもとに、汚染源・感染源への対策等を検討するため、分離された菌株の血清型※や、各種検体から抽出された遺伝子を解析し、菌株間の関連性を把握 ・ 同一農場等の個体間、異なる時期の分離株間もしくは過去調査と文献で得られた分離株間等の MLST 型を比較することで菌伝播を考察し、伝播防止対策を検討 ・ 肉用鶏と採卵鶏での MLST 型の傾向を把握するとともに、文献等で得られた近年のヒトからの分離株と鶏分離株の MLST 型を比較し、カンピロバクター感染症と鶏肉（肉用鶏、成鶏）の関連性について考察 【経緯】 ・ 平成 29 年度から令和 5 年度までの間の農場調査及び関連事業で採取した細菌の菌株又は菌株遺伝子について、血清型や遺伝子型を解析する必要 ・ 特に令和 5 年度の調査事業（カンピロバクター属菌の菌種同定）で得られたカンピロバクター属菌について、汚染源・感染源への対策の検討に活用するため、同一遺伝子型の地域的な分布や継続出現の傾向、ヒト患者や家畜からの分離株との関連性について把握する必要	鶏盲腸内容物や鶏肉から分離されたカンピロバクター属菌の菌株遺伝子：250 点 （令和 5 年度の調査事業（カンピロバクター属菌の菌種同定）の試料を活用）

※ 細菌の細胞にある抗原の構造の違いに基づいて、菌種をさらに細分する場合に、その抗血清に対応した細菌の型のこと。

【水産物(二枚貝)】

調査対象 危害要因	中期計画（令和４年度～令和８年度）上の優先度、調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
ノロウイルス	【優先度】 A：期間内に実施 【目的】 - 過去の調査で入手したカキ中腸腺試料から分離したノロウイルス（NoV）について性状解析を行い、より詳細な遺伝子型ごとの分布・傾向変化及び浄化処理の効果等を解明 【経緯】 - 農林水産省の調査において、カキの NoV 陽性率は、生産地や調査年によって異なることを確認（平成 25 年度～令和元年度）し、高圧処理※¹ がカキ中の NoV の低減に有効であることを解明（平成 28 年度） - 農林水産省では、平常時の海域ごとの汚染実態調査を実施（令和元年度～令和３年度） 「安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業」において、浄化処理※² の効果についての条件検討に係る研究を実施中（令和５年度～令和６年度） - ISO 15216 に沿った国際的な検査法の国内実施向け操作手順を取りまとめ、農林水産省ウェブページで公表（令和３年７月）	カキ中腸腺試料又はそれに由来する RNA 抽出試料 ：160 点 （令和５年度の調査事業（浄化処理による NoV 低減効果の調査）の試料を活用）

※1 高圧処理：殻付きカキに機械を用いて高圧をかける処理。殻剥きの自動化を目的として、いくつかの生産地で導入されている。

※2 浄化処理：殺菌した海水中で、水揚げ後のカキを一定時間飼育すること。細菌数の低減対策のひとつとして多くの産地で用いられている。

2. その他の調査

【事業者と連携して行う調査、検査法の妥当性確認】

調査対象 危害要因	調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
カンピロバ クター属菌	【目的】 ・肉用鶏はカンピロバクター属菌感染時でも胃腸炎等の症状を示さず、カンピロバクター属菌保有の有無を臨床的に判断することは困難であることから、その検査法として、生産現場における実行性が低い微好気的条件下での培養を伴う菌分離に代わり、検査キットを用いた簡易的な迅速検査法の活用が望まれる ・生産現場での実行可能性について考察し、当省におけるリスク管理措置の検討に活用するため、複数の迅速検査法（市販品）について、鶏盲腸便を用いた検出限界の確認や、菌分離との比較考察、生産現場への導入にあたっての課題、サンプリング・キット選択・使用時の留意事項の整理を実施 ・サルモネラ属菌の迅速検査法についても、鶏盲腸便の検査への利用が期待される迅速検査法（市販品）が流通した場合には、同様に検討 【経緯】 ・当省における過去の調査や文献により、肉用鶏群のカンピロバクター保有率は3～4割であり、鶏群内で汚染が広がっている傾向があることが報告 ・生産段階においては、飼養衛生管理基準の改正（令和2年）、畜産物の生産衛生管理ハンドブックの公表（平成23年～）の策定・普及を通じて衛生管理対策を推進。現在、より効果的に衛生管理対策の推進を図る枠組の構築を検討中 ・令和5年度に生産現場への導入にあたっての操作性について予備的な検証を実施	鶏盲腸便
サルモネラ 属菌		

【事業者と連携して行う調査、低減対策の効果検証】

調査対象 危害要因	調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
ノロウイルス	【目的】 ・浄化处理※¹や転地処理※²などの衛生対策による汚染低減効果を、不活化しているウイルスを検出する検査法と検出しない検査法を比較しつつ検証 【経緯】 ・平成 25 年度～令和元年度の調査において、カキのノロウイルス陽性率は、生産地や調査年によって異なることを確認 ・平成 28 年度に、高圧処理※³がカキ中のノロウイルスの低減に有効であることを解明 ・令和元年度～令和 3 年度に、海域ごとの汚染実態調査を実施 ・令和 2 年度～令和 4 年度に、浄化处理の効果の条件検討に係る研究を実施 ・令和 3 年度に、ISO 15216 に沿った国際的な検査法の国内実施向け操作手順を取りまとめ公表 ・令和 4 年度に、ノロウイルスの低減方法として生産者等から注目される技術である微細な気泡による浄化处理を用いた低減効果の検証及び転地処理による低減効果の検証を試験的に実施 ・低減効果の見込みがある処理方法について、より詳細な調査を実施する必要	カキ (令和 5 年度の調査にて実施を先送りにした浄化处理の調査及びウイルス分析を継続して実施)

※1 殺菌した海水中で、水揚げ後のカキを一定時間飼育すること。細菌数の低減対策のひとつとして多くの産地で用いられている。

※2 漁獲したカキを一定期間清浄な水域で飼育すること。

※3 殻付きカキに機械を用いて高圧をかける処理。殻剥きの自動化を目的として、いくつかの生産地で導入されている。

【輸出重点品目の衛生管理の推進、検査体制の整備】

調査対象 危害要因	調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
ノロウイルス	【目的】 ・ヒト糞便汚染を示すウイルス指標と考えられており、カキ中のノロウイルス（NoV）の保有との関連可能性が報告されているトウガラシ微斑ウイルス（PMMoV）について、中腸腺試料中もしくは海水中の PMMoV をカキ中の NoV 保有の指標とすることが可能か検討 ・ヒトの感染症としての NoV 検出報告数は令和 5 年 11 月時点で低く推移。令和 6 年度に増加傾向を示した場合は、カキ中の NoV 保有状況の傾向変化の把握にも活用 【経緯】 ・農林水産省の調査において、カキの NoV 陽性率は、生産地や調査年によって異なることを確認（平成 25 年度～令和元年度） ・農林水産省では、平常時の海域ごとの汚染実態調査を農林水産省が実施（令和元年度～令和 3 年度） ・令和 4 年度の調査において、カキ及び海水中の PMMoV をカキ中 NoV の指標とできる可能性が示唆されたが、更なる調査が必要 ・ヒトにおける NoV 感染症の発生状況は年度によって異なるため、海水中 PMMoV をカキ中 NoV の指標として実用化可能か、調査海域を拡大しつつ、複数年度にわたり検証予定	カキ試料 ：304 点 （164 点※＋ 2 点×7 週間 ×12 産地） （NoV と PMMoV をそれ ぞれ検査） 海水：70 点 （1 点×7 週 間×12 産地） （PMMoV と大 腸菌群（海水 の清浄度指標 として）をそ れぞれ検査） （※令和 5 年 度にサンプリ ング・試料調 製・冷凍保管 した中腸腺試 料を活用）

【輸出重点品目の衛生管理の推進】

調査対象 危害要因	調査の目的と経緯	調査対象品目 及び調査点数
ノロウイルス	【目的】 - 平成 28 年度に高圧処理※によるカキ中の NoV 低減効果の検証を行った後、国際水準のカキ中の NoV 検査法（ISO 法）を国内で実施できるよう操作手順等を整備したことから、高圧処理を未実施のカキ試料と、処理後のカキ試料について、ISO 法及び感染性推定遺伝子検査法による検査を行い、高圧処理による NoV 低減効果を再検証するとともに、輸出に取り組む産地が NoV 低減対策の導入を検討する際の基礎データとして提供する。 【経緯】 - 農林水産省では、カキの高圧処理によるカキ中 NoV 低減効果を、「ノロウイルスの感染性推定遺伝子検査法」を用いて検証（平成 28 年度） - ISO 15216 に沿った国際的な検査法の国内実施向け操作手順を取りまとめ、当省ウェブページで公表（令和 3 年 7 月）	カキ試料 ：200 点（最大）（100 点（最大）× 2 条件（高圧処理あり・なし））

※ 殻付きカキに機械を用いて高圧をかける処理。殻剥きの自動化を目的として、いくつかの生産地で導入されている。